

## 中間前払金制度の実施について

下記のとおり中間前払金制度を実施することとしましたのでご承知ください。

### 記

1. 中間前払金制度の概要

別紙「中間前払金について」のとおり

2. 様式

大台町ホームページ「入札情報（建設工事・測量コンサル） 5. 入札・契約の様式」を参照してください。

3. 適用期日

平成23年4月1日以降に契約を締結するものから適用します。

4. 本件の問合せ先

総務課 TEL：82-3781

## 中間前払金について

### 1. 概要

従来の前払金以外に一定の要件を満たせば中間前払金として、前払金に追加して契約金額の2割を超えない範囲の額を支払う前払金。

### 2. 目的

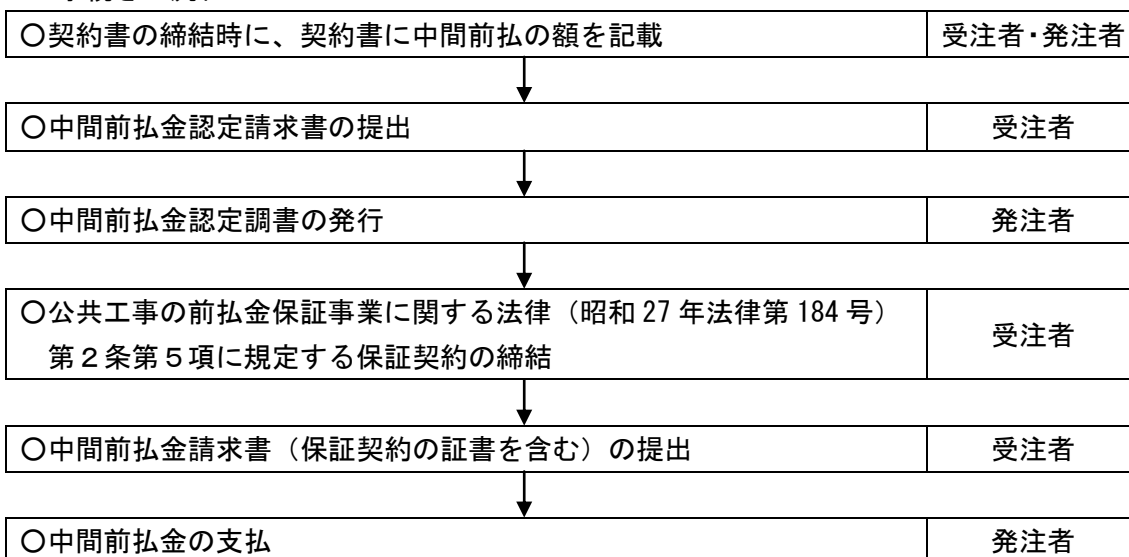
建設業の経営を取り巻く環境が極めて厳しい状況にあることを鑑みて、建設業者の資金繰りの確保及び大台町が発注する建設工事の円滑な執行状況の確保を行うため。

### 3. 支払要件

次の掲げる要件に該当するものであること。

- (1) 工期の2分の1を経過していること
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること

### 4. 手続きの流れ



### 5. 様式について

- (1) 中間前払金認定請求書
- (2) 中間前払金認定調書
- (3) 工事履行状況報告書 ※三重県公共工事共通仕様書 第11号様式

## 6. 特記事項

- (1) 根拠法令：地方自治法施行規則附則第3条
- (2) 中間前払金と部分払いはいずれか一方のみを行うことができるもであり、契約書を締結する際に、いずれかを選択する。

## 7. 工事請負契約書の条項（関係条文抜粋）

### （前金払）

第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、大台町会計規則（平成19年大台町規則第7号）第59条の規定より算出した前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。（受注者が契約時に中間前払金又は部分払、いずれかを選択し発注者に申し出るものとする。）第2項の規定は、この場合について準用する。

4 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときには、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

# 中間前払金認定請求書

年 月 日

大台町長

あて

受注者 住所又は所在地  
氏名又は商号及び代表者氏名

㊟

年 月 日付けで契約締結した下記工事について、工事請負契約書第34条第4項の規定に基づく中間前払金の請求をしたいので、要件を具備していることを認定させるよう請求します。

記

工事番号	
工事名	
工事場所	
工期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請負代金額	
摘要	

## 中間前払金認定調書

契約の相手方	住所又は所在地	
	氏名又は商号及び代表者氏名	
工 事 番 号		
工 事 名		
工 事 場 所		
工 期		年 月 日 から 年 月 日 まで
請 負 代 金 額		
摘 要		
<p style="text-align: center;">上記工事について、その進ちょくを調査したところ、工事請負契約書第34条第4項の規定に基づく中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">認定者</p> <p>印</p>		

(注) 「摘要」欄には、参考までに下記の状況を記載すること。

- 1 予定工程どおりの進ちょく状況であるか
- 2 工期の2分の1を経過しているか
- 3 出来高が50%を超えているか

